

亀山市公告第91号

地方税法（昭和25年法律第226号）においてその例によるものとされている国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定に基づき差押財産を公売に付するので、同法第95条第1項及び第99条第1項の規定により公告する。

平成30年10月15日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 公売財産の名称、数量、性質及び所在
別紙「公売財産概要書」のとおりとし、売却区分ごとに公売する。
- 2 公売の方法
入札
- 3 公売の日時及び場所
 - (1) 公売の日時
 - ア 入札
平成30年12月4日 午前10時30分から午前11時まで
 - イ 開札
平成30年12月4日 午前11時01分
 - (2) 公売の場所
三重県津市桜橋3丁目446番地34
三重県津庁舎6階大会議室
- 4 売却決定の日時及び場所
 - (1) 売却決定の日時
平成30年12月11日 午前10時
 - (2) 売却決定の場所
三重地方税管理回収機構
- 5 公売保証金及び見積価額（最低公売価格）
別紙「公売財産概要書」のとおりとし、売却区分ごとに公売す

る。

6 買受代金の納付の期限

平成30年12月11日 午前11時

7 買受人についての資格その他の要件

以下のいずれかに該当する者は、公売に参加すること及び財産を買い受けることができない。

(1) 20歳未満の者(親権者を代理人とする場合を除く。)

(2) 日本語を完全に理解できない者(日本語を理解できる者を代理人とする場合を除く。)

(3) 国税徴収法第92条又は第108条第1項に該当する者

(4) 公売財産の買受けについて一定の資格その他要件を必要とする場合でこれらの資格を有していない者

8 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

この公売財産上に、質権、抵当権、先取得権、留置権その他当該財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出ること。この場合においては、亀山市総合政策部税務課に備え付ける債権現在額申立書を用いること。

9 その他

1から8までに掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項については、別紙「公売に際して注意していただくこと」のとおりとする。

公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	亀税30 - 1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 亀山市和田町字東和田 地 番 1717番 地 目 田 地 積 2316 m²</p>
見積 価額	2,410,000円
公売 保証 金	250,000円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目・地積は、登記簿による。 2 境界については、隣地土地所有者と協議すること。 3 公売財産は、平成30年7月26日現在、水田として利用されている。 4 公売財産は、主要地方道亀山鈴鹿線の北側に位置するおおむね平坦地勢下に土地改良済みの水田が広がる農地地域に所在する。(井田川駅の南西方約1.4km) 5 公売財産は、南側で主要地方道亀山鈴鹿線(幅員約9.5m・舗装)、東側で市道(現況幅員約4m・舗装)に接する。 6 主要地方道亀山鈴鹿線からは約2m低位(一部水路介在)であり、耕作機械等の進入は東側市道(公売財産の北東端部・幅員約2.5m)利用である。 7 都市計画法 非線引都市計画区域 農業振興地域の整備に関する法律 農業振興地域 農用地区域 8 農地買受適格証明書の提出又は提示がないときは、公売に参加できない。 9 権利移転及び危険負担の時期は、亀山市農業委員会の許可又は届出の受理があった時とする。 10 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。

公売に際して注意していただくこと

入札及び開札の方法	<p>入札に参加しようとする者は、所定の様式の入札書に封をして、締切時刻までに提出してください。なお、代理人の場合は、代理権限を証する委任状を提出してください(印鑑登録証明書を添付してください)。</p> <p>また、共同で入札される場合には共同入札代表者を定め、その届出をしてください。入札書は、入札者立会の上開札します。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、職員を立ち合わせ開札します。</p> <p>課税財産と非課税財産とが混在している財産(混在財産)の場合、入札書の「入札価額」欄には、それぞれに区分することなく一括した金額で記載します。</p> <p>売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。</p>
最高価申込者の決定	<p>入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額による入札者を最高価申込者とします。最高価申込者が2人以上あるときは、更に入札を行い、なおその入札の価額が同じときは、くじで定めます。</p>
次順位買受申込者の決定	<p>最高価申込者の入札価額に次ぐ価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限り)で入札し、次順位による買受けの申込みをした者を次順位買受申込者に決定します。</p> <p>次順位買受申込みをした者が2人以上あるときは、くじで定めます。</p>
入札についての制限	<p>一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。</p>
買受人の制限	<p>公売保証金の納付がない場合又は国税徴収法第92条、第108条第1項等の規定に該当する者である場合は、公売財産を買い受けることができません。</p>
公売保証金	<p>公売公告に記載した公売保証金は、現金で納付してください。</p> <p>最高価申込者又は次順位買受申込者とならなかった場合には、公売終了後、公売保証金を返還します。この場合、営業者については、その領収証書に収入印紙(200円)の貼付及び消印が必要となります。</p> <p>買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないために売却決定が取り消されたときは、公売保証金は滞納者の税に充当します。なお、残余があるときは、滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項に該当する場合に納付された公売保証金は、亀山市に帰属します。</p>
権利移転に伴う費用の負担	<p>権利移転登記に係る登録免許税その他の費用は、買受人の負担とします。</p>
権利移転の時期	<p>原則として、買受代金を納付したときとします。したがって、亀山市は、代金納付後の財産の毀損、焼失等による損害の責を負いません。</p>
売却決定の取消	<p>買受代金納付期限までに滞納税金が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。</p>
再度入札	<p>入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。</p>